【夏期限定】一括プラン会員会則

第1条(適用範囲)
「一括プラン会員会則」（以下「本会則」といいます）は、「24/7Workout及び24/7FiT」（以下「本クラブ」といいます）が運営する「一括プラン」を利用する「一括プラン会員」（以下「本会員」といいます）と24/7Workoutフランチャイズオーナー（以下「加盟会社」といいます）に適用します。

第2条（目的）
本クラブは、本会員が本クラブの施設を利用し、健康維持、健康増進および肉体改革を図ることを目的とします。

第3条（管理運営）
本クラブのすべての施設は、「株式会社トゥエンティーフォーセブン」（以下「会社」といいます）とフランチャイズ契約を締結した加盟会社が経営します。会社と加盟会社は、各施設内に、管理運営にあたる事務所をおきます。

第4条（会員制）
1. 本クラブは会員制とします。
2. 本会員による本クラブの利用範囲、条件および特典については、別途定めることとします。

第5条（入会資格）
本クラブへの入会資格は、会社または加盟会社が別途定める場合を除き、以下の項目のすべてを満たす方とします。
1) 本会則に同意した方
2) 満16歳以上の方（ただし、満18歳未満である場合には親権者の同意を得ている方）
3) 本クラブの施設の利用に堪え得る健康状態であることを自らの責任のもとに会社または加盟会社へ申告した方
4) 伝染病または他人に伝染もしくは感染するおそれのある疾病に罹患していない方
5) 医師から運動を禁じられていない方
6) 入会の時点で妊娠の診断を受けていない方
7) 反社会的勢力（暴力団、暴力関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等）に属していない方
8) 反社会的勢力に対し、資金提供を行うなど反社会的勢力とのあいだにおいて、社会的に非難されるべき関係にない方
9) 刺青・ボディーアート（タトゥー、ペイント、シール等）のない方
10) 過去に会社または加盟会社および本クラブから除名の通告を受けていない方
11) 過去に全額返金制度の適用を受けていない方
12) 会則および「個人情報保護方針」に同意した方
13) 血圧値が最低血圧110または最高血圧180を超えない方

第6条（入会手続）
1. 本クラブに入会しようとするときは、本会則に同意したうえで入会手続を行い、会社または加盟会社の承認を得て、規定の入会金、会費、手数料等（以下「会費等」といいます。）を納入する必要があります。なお、本クラブの入会手続きを経て本会員となる時点は、本会則に同意した時点とします。
2. 未成年の方が入会しようとするときは、親権者の同意を得たうえで入会の申し込みを行い、この場合、親権者は本会則に基づく義務および責任を本会員と連帯して負うものとします。

第7条（会員情報の変更手続）
1. 本会員は、利用契約書に記載した内容に変更があったときは、遅滞なく変更手続きを行う必要がございます。

2. 会社または加盟会社より本会員の住所あてに通知、連絡等を行う場合は、本会員から届け出のあった最新の住所宛に行い、通知、連絡等の発送の時点でその効力が発生するものとします。

第8条（利用条件）

1. 一括プランは契約月から利用できます（以下「一括プラン利用開始月」といいます）。
2. 本クラブ一括プランにより提供するサービス(1回あたりの利用時間は50分となります)は、申込内容に応じてそれぞれ別に定める回数を上限としてご利用いただけます。
3. 一括プランの有効期限は以下のとおりです。

1) 2回コース,4回コースはチケット付与日から31日間となります。
2) 10回コースはチケット付与日から62日間となります。
3) 20回コースはチケット付与日から93日間となります。

4. 各プランが定めるご利用回数を有効期限内に使用しきれなかった場合、本条3項に基づき、利用できなかった分のサービス権利が無くなります。

第9条（諸費用）

1. 本会員は、会社または加盟会社に対し、会社または加盟会社が別途定める期日までに、一括プランの費用をお支払いいただきます。なお、支払に要する費用は会員の負担とします。
2. 一括プランの会費は別に定めます。
3. 会費等に課される消費税は会員の負担とします。なお、消費税率の変更があった場合には、会員の負担する消費税額もそれに従い変更されるものとします。

第10条（予約の変更・キャンセル・無断欠席・遅刻）

1. 予約の変更およびキャンセルは予約いただいたトレーニング日時の24時間前までとし、別途当社が定める電磁的方法にて承ります。24時間以内の予約変更およびキャンセル、予約時間内にご来店が確認できない場合はキャンセル扱いとなり1回分の消化となります。
2. キャンセル回数につきましては、各コースそれぞれ別に定められた回数とし、ご予約の変更は予約日から契約期間中のみとさせて頂きます。
3. 遅刻の場合は遅刻した分の時間延長はできませんのでご了承ください。（予約いただいた時間帯でのトレーニングとなります）。ただし、本クラブ側の都合や、本クラブ判断による予約の変更・キャンセルはこの限りではありません。

第11条（施設内諸規則等・利用規約・免責事項等の遵守）

1. 本会員は、本クラブの施設の利用にあたり、本会則と施設内諸規則を遵守し、トレーナーの指示に従っていただきます。また、本会員は、法令または公序良俗に反する行為のほか、本クラブの施設内の秩序を乱す行為をしてはいけません。
2. 本クラブは施設内に防犯カメラを設置しており、録画する場合がございます。目的は以下のとおりです。

1) 本会員の安全性確保上、事故や怪我などの問題が発生した場合のみ、原因の特定や検証を行うために閲覧する場合があります。
2) 犯罪捜査等で警察等から正式な手続による依頼があった場合に、警察等に提出する場合がございます。

第12条（退会）

本会員は、自己都合により24/7Workoutを退会するときは、会社または加盟会社所定の方法により退会手続きを行うものとします。会社と加盟会社は、退会を承認するまで、会員に対して諸費用を請求する権利を有します。

第13条（会費等の変更）

会社と加盟会社は、本会員が負担すべき会費等について変更することができます。

第14条（残回数返金制度）

会社と加盟会社は、本会員より残回数返金申請があった場合には、退会の時点で一括プランの実施していない回数分の料金を返金対象額として、以下で定めた計算方法にて金額を返還いたします。

1) 返金対象額は割引前のチケット単価に基づいて計算いたします。
2) 入会金は返金対象外とし、理由の如何を問わず一切返還いたしません。

返金（全額返金）対象外として定められたコースについては返金（全額返金）いたしかねます。

第15条（全額返金制度）
会社と加盟会社は、初回契約プランに限り、本会員より初回トレーニングから30日以内に全額返金申請があった場合には、会社または加盟会社に対してお支払いいただいた会費等の全額を返金いたします。なお、全額返金の申請までに購入された物品等の購入代金については全額返金の対象外となります。
全額返金条件は、以下の3つすべて満たすこととします。

1) 全額返金の申請を初回トレーニングから起算して30日以内にされること
2) トレーニング日時の予約変更を3回以上されていないこと
3) トレーニングの無断欠席、トレーニング日時から24時間以内での予約変更または予約キャンセルのいずれもされていないこと

返金（全額返金）対象外として定められたコースについては返金（全額返金）いたしかねます。

第16条（除名）
会社と加盟会社は、本会員が次の各号に該当するときは、本会員を本クラブから除名することができます。除名となった場合、以後の本クラブの施設は一切利用できません。また、すでにお支払いいただいた会費等は、理由の如何を問わず一切返還いたしません。

1) 第5条の入会資格を喪失したとき。また、同条の入会資格を満たしていなかったことが入会後に判明したとき
2) 利用契約書、本会則および施設内諸規則に違反したとき
3) 他の会員や本クラブのスタッフ・トレーナー等への誹謗・中傷や暴力、本クラブの施設内の器具、備品等の損壊、持ち出し等の行為をしたとき
4) 本クラブを介さずスタッフ・トレーナーから直接トレーニングを受ける、または、スタッフ・トレーナーに対し直接トレーニングを受けることを提案・交渉したとき
5) 会費等の支払いを怠ったとき
6) 本クラブのスタッフ・トレーナーに対する本クラブ以外の他社へのスカウト・引き抜きに当たる行為をおこなったとき
7) 法令または公序良俗に反する一切の行為を行ったとき
8) カウンセリング・トレーニングを無断で録音・録画したとき
9) 無断で録音・録画したトレーニングを第三者への提供、または不当な目的で使用したとき
10) その他会社または加盟会社が本クラブの会員としてふさわしくないと判断したとき
11) 本会員が記載した内容に虚偽が判明したとき

第17条（施設の閉鎖・休業および解散）
会社と加盟会社は、次の各号の一つに該当するときは、各施設の全部または一部の閉鎖、休業または本クラブの解散（以下「閉鎖等」といいます。）をすることができます。閉鎖等が予定されている場合は、原則として、1週間前までに会員に対しその旨を告知します。ただし、閉鎖等により本会員の会費等支払義務は軽減・免除されず、また、会社と加盟会社が本会員に対して補償・賠償を行うことはありません。

1) 定期休業によるとき
2) 施設の増改築、修繕または点検を行うとき
3) 気象災害その他外因的事由により、本会員に危険が生じると会社と加盟会社が判断したとき
4) 会社と加盟会社が特別行事を開催するとき
5) その他重大な事由により、閉鎖等がやむを得ないとき

第18条（会員資格の譲渡の禁止等）
本クラブの会員資格は利用契約書や、本会則に別段の定めがある場合を除き、他に譲渡、貸与等の処分をすることはできません。また、本クラブの会員資格は、相続の対象にはなりません。

第19条（本会則等の改訂）
会社と加盟会社は、本会則および施設内諸規則等の改訂を行うことができます。なお、改訂を実施するときは、改訂の1か月前までに告知することにより、改訂した本会則および施設内規則等の効力は全会員に及ぶものとします。

第20条（告知方法）
本会則における本会員への告知は、会社と加盟会社のホームページの掲載または会員から届け出のあったEmailアドレス宛にEmailを送信して通知する方法によるものとします。

第21条（管轄の合意）
本会則および施設内諸規則等に起因または関連する紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第22条（損害賠償等）
1. 本会員が本クラブの施設およびの利用に際して、本会員の責めに帰すべき理由により本会員が受けた損害については、会社と加盟会社は一切責任を負わないものとします。
2. 本会員が本クラブを利用するに際して生じた貴重品等の紛失等については、会社と加盟会社は一切責任を負わないものとします。

第23条（免責）
本会則の会社と加盟会社の免責に関する規定は、会社と加盟会社に故意または重大な過失がある場合は適用されないものとします。また、会社と加盟会社に過失（重大な過失を除きます。）がある場合は、直接かつ通常の損害につき5万円を上限として損害賠償責任を負うものとします。なお、特別な事情から生じた損害（会社と加盟会社または本会員が損害発生につき予見し、または予見し得た場合を含みます。）については、会社と加盟会社は一切の責任を負わないものとします。

第24条（個人情報保護）
個人情報は、問い合わせ対応等一括プランの管理・運営、本クラブが提供するサービスの案内・管理、情報の提供および個人を識別できない形式に加工した統計データの作成のみに利用いたします。詳細は利用契約書記載の「個人情報の取扱いについて」をご確認ください。

2025.6